

八丈町人と猫との共生に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、八丈島が国立公園区域という地域特性を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び自然公園法（昭和32年法律第161号）の趣旨に基づき、飼い猫の適正な飼養及び飼い主のいない猫の適正な管理に関する基本的事項を定めることにより、島の豊かな自然環境及び生態系の保全、快適な生活環境の保持及び猫の命の尊重と動物福祉の向上を図り、もって人と猫とが調和して共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主 猫の所有者又は占有者をいう。
- (2) 飼い猫 飼い主がいる猫をいう。
- (3) 終生飼養 法第7条第4項に規定する終生飼養をいう。
- (4) 町民等 町内に居住し、若しくは滞在する者又はこれらの者が組織する団体をいう。
- (5) 獣医師等 獣医師及びその組織する法人をいう。

(町の責務)

第3条 町は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 猫の適正な取扱いについて広く普及啓発を行うこと。
- (2) 町民等が行う飼い主のいない猫の不妊去勢手術に対する支援を行うよう努めること。
- (3) 飼い猫がみだりに繁殖して猫に適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがある事例を早期に把握し、当該飼い猫の所有者に対し、不妊去勢手術等の措置を適切に実施するために必要な指導及び助言を行うよう努めること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策を実施すること。

(飼い主の責務)

第4条 飼い主は、その飼い猫を適正に飼養することにより、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことがないよう努めること。

- 2 飼い主は、その飼い猫の終生飼養に努めるとともに、これを飼養できなくなった場合には、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めるこ

と。

- 3 飼い主は、その飼い猫が自己の所有に係るものであることを明らかにするため、当該猫に幼齢、老齢、疾病その他の特別な事情がある場合を除き、名札の装着その他の必要な措置を講ずるよう努めること。
- 4 飼い主は、その飼い猫の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障を防止するため、当該猫を屋内で飼養するよう努めること。
- 5 飼い主は、その飼い猫を屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、次に掲げる事項を務めること。
 - (1) 飼い主は、その飼い猫がその所有者等の管理する場所以外においてふんを排せつした場合には、当該ふんをその場所から除去する等適正に処理すること。
 - (2) 飼い主は、その飼い猫がみだりに繁殖することを防止するため、不妊去勢手術その他の措置を講じること。
- 6 飼い主は、大規模災害の発生を想定し、その所有する猫に係る避難先の確認及び確保を行うとともに、日頃から災害発生時に必要な物資の備蓄、ケージによる飼養の習慣化等に努めること。

(町民等の役割)

第5条 町民等は、猫が苦手な者がいることに配慮するとともに、飼い主のいない猫の適正な管理の重要性について理解するよう努めるものとする。

- 2 町民等は、飼い主のいない猫に対して給餌等を行う場合は、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。
 - (1) 不妊去勢手術をした猫を前提とするが、不妊去勢手術がされていない猫については、不妊去勢手術を実施すること。
 - (2) 当該給餌等により餌の散乱その他の生活環境の保全上の支障が生じないよう留意すること。
 - (3) 当該猫が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。

(獣医師等の役割)

第6条 獣医師等は、町、飼い主、及び町民等がその責務又は役割を果たすために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相互の協力)

第7条 町、飼い主、町民等及び獣医師等は、相互に、その責務又は役割を理解するとともに、第1条の目的の達成に向けて協力するよう努めるものとする。

(推進体制の確立)

第8条 町は、第3条第1項各号に掲げる責務を踏まえて実施する施策及び前

条の規定による相互の協力を効果的に推進する体制を確立するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 町は、第1条の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。